

盗難と車上ねらいの現状と対策について

近年、自動車の盗難や車上ねらいが増加傾向にあり、その盗難手口も変わってきています。このように盗難・車上ねらいが社会問題化する中、自動車盗難などの防止についての官民合同プロジェクトが推進されています。

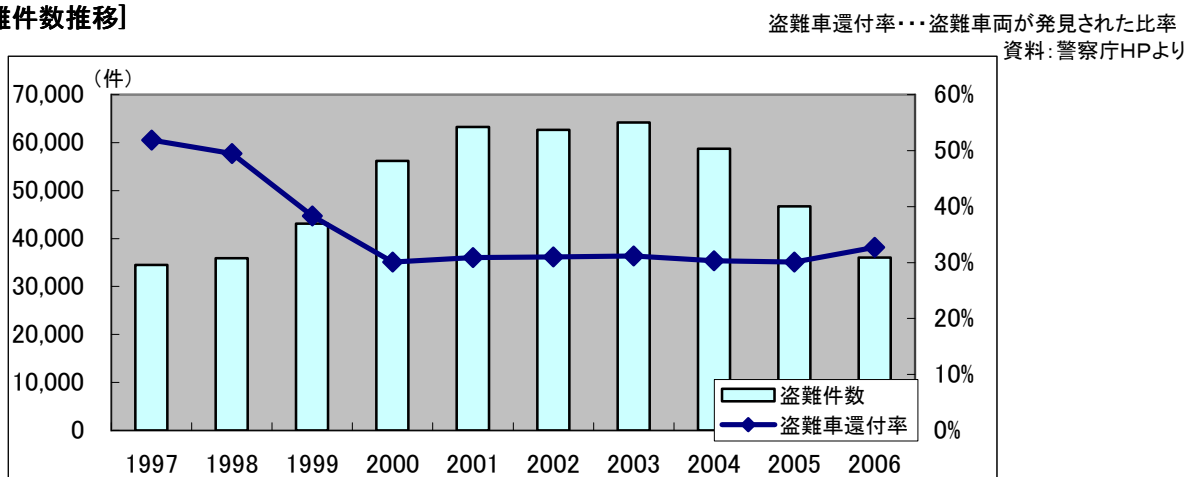
盗難・車上ねらいは単に自動車の損害に留まりません。個人情報保護法の制定等、企業の情報管理責任も厳しく問われる昨今、単なる『モノの損失』に留まらない、コンプライアンス上の問題や社会的信用の失墜という『目に見えない大きな損失』を生み出すこととなります。この影響は計り知れません。

現在の社会状況と企業環境を認識し、積極的な自己防衛が必要です。

I. 車両盗難の状況

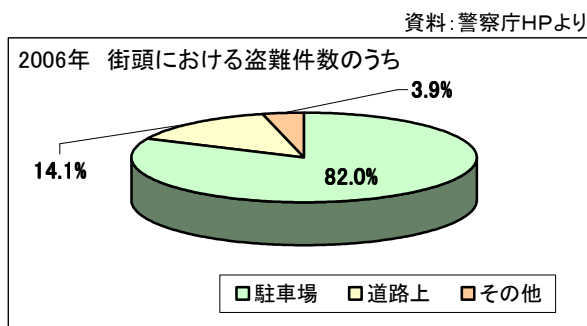
近年の盗難防止措置の推進により、2006年の車両盗難件数は前年に比べ23%減少しました。

【盗難件数推移】



【盗難場所比率】

2006年の盗難発生場所を大きく『街頭』と『それ以外』に分けた場合、約75.5%の27,236件が街頭で発生しています。『街頭』での盗難について、場所別比率は下記の通りです。



街頭での盗難の内、82.0%の22,246件が駐車場で発生しています。
道路上での盗難も約3,828件強発生しています。

【盗難時のキーの有無別件数推移】

資料:警察庁HPより

	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
キーあり	18,052	18,752	19,234	21,195	21,743	20,204	18,568	15,999	13,186	10,355
キーなし	16,437	17,132	23,858	35,010	41,532	42,469	45,655	42,738	33,542	25,703
合計	34,489	35,884	43,092	56,205	63,275	62,673	64,223	58,737	46,728	36,058

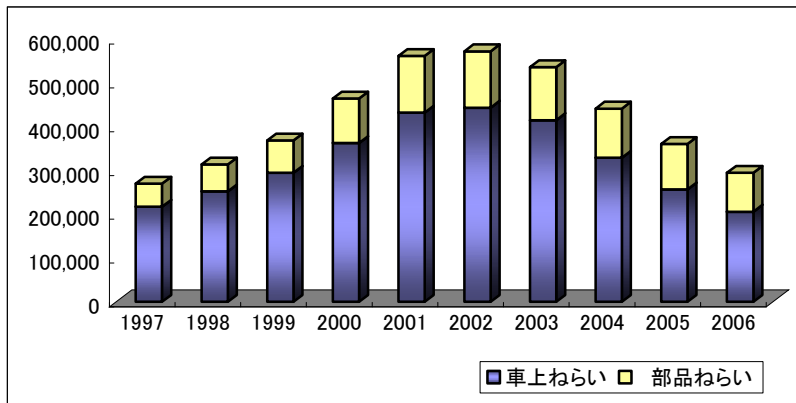
※キーあり…エンジンキーがイグニッションスイッチに差し込まれていたか、運転席やその周辺に放置されていた状態で盗まれているもの

以前は、キーをつけたまま止めてあった車両を盗まれるケースが多い傾向があったものの、1999年以降はキーを付け放しにしていなくても、盗まれるケースが多くなり、この年を境に『キーあり』と『キーなし』の盗難件数が逆転しました。そして2005年には、盗難車のうち『キーなし』の場合の割合は7割を超え、先述の駐車場で盗難増加からも分かるようにプロの窃盗団による犯行とする見解もだされています。

II. 車上ねらい・部品ねらいの状況

[車上ねらい・部品ねらい件数推移]

資料:警察庁HPより



車上ねらい・・・鞆・現金・PC等の盗難
 部品ねらい・・・タイヤ・ナンバープレート・
 カーナビ等の盗難

[車上ねらいの施錠の有無別件数推移]

	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
施錠あり	105,549	116,132	146,461	185,318	245,071	312,380	324,713	305,871	233,481	174,862	136,083
施錠なし	104,531	101,039	105,631	109,317	117,691	119,760	118,585	108,948	95,440	81,732	69,661
合計	210,080	217,171	252,092	294,635	362,762	432,140	443,298	414,819	328,921	256,594	205,744

2002年から車上ねらいの件数は減少する傾向にあります。その中で、車両の『施錠あり』の場合でも車上ねらいに合う比率は上昇する傾向にあります。

III. 車両盗難・車上ねらいの影響 ～企業責任の拡大～

2005年4月の施行された『個人情報の保護に関する法律』では、個人情報を取扱う事業者に対し、その情報管理に対して適切な措置を求めています。

【個人情報保護法(抜粋)】2005年4月1日施行

(安全管理措置)

第二十条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏洩、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(従業者の監督)

第二十一条 個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託先の監督)

第二十二条 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(第三者提供の制限)

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

もし車内に置いていたパソコンや書類等が盗難にあい、そこから個人情報の漏洩となり、お客様にその被害が拡大していくことになったら、盗難の被害者でありながら、個人情報を漏洩させた加害者という立場にもなってしまうのです。さらにその個人情報を漏洩された本人から『精神的苦痛を与えられた』として慰謝料の請求訴訟を起こされた例もあり、実際に慰謝料の支払いを命じられた判例もあります。又、万が一、被害にあい個人情報漏洩などを発生させた場合、その企業はその事実を新聞、ホームページなどで公表する例が多く、そうすると社会的信用の失墜は計り知れません。

【車両盗難、車上あらしによる情報漏洩事例】

車両盗難による事例

- 駐車場から車両ごと取引先5社の従業員11人の氏名、会社名、電話番号、メールアドレスなどが保存されていたパソコンを盗まれた。パソコンにはそのほか、取引先と送受信したメールや業務関連情報なども含まれていた。事故を受け同社では、関係者に対して報告と謝罪を行った。
- 業務委託先において作業用車両の盗難が発生。「設備工事図面」3枚および「建物建築図面」8枚。顧客7人の氏名、住所などが記載されていた書類も盗まれた。夜から翌朝にかけて、業務委託先の駐車場から何者かに盗まれたもので、その車内に工具などとともに書類が置いてあった。車両は施錠されていたという。盗難の発覚後に警察へ被害届を提出。会社側は、対象となる顧客に個別に連絡し、説明と謝罪を行った。

車上あらしによる事例

- 中学校教諭が帰宅途中にネットカフェに立ち寄り、2時間後車に戻ったところ窓ガラスが割られ、助手席のシート下に置いてあったパソコンやカラープリンターが何者かに持ち去られていた。パソコンには、同教諭が勤務する中学校の生徒約1240人分の成績のほか、同教諭が顧問を務めるクラブに所属していた約80人の氏名、住所、電話番号を含む名簿などが保存されていた。学校では今回の紛失事故を受け、全生徒に説明と謝罪を行い、保護者に対しては文書で謝罪するとともに、改めて保護者会を開いて説明と謝罪を行うという。

IV. 盗難・車上ねらいと情報漏洩の被害を防ぐために

～ 対策 ～

- 個人情報の入ったパソコン、書類等は外部に持ち出さない。
どうしても持ち出す必要がある場合は上司の承認を必要とするなどの制度を設け、勝手に持ち出さないようなルールを策定します。その場合でも、内部のデータをパスワード保護するか暗号化すること、必要な情報のみを携帯するなどルール化しましょう。
- パソコン、書類等の荷物の置きっ放しは要注意
車の中に何も無いことが一目瞭然でわかるようにしましょう。上着や鞆など物を置きっ放しにすることは、狙われやすい状況を自分で作っていることとなります。ノートパソコンやその他の携帯端末などは車上荒しなどに特に狙われやすいので、注意が必要です。やむを得ず車に置いていく場合は、外から見えないところにしまうなど配慮が必要ですが、完全に見えない状態にしておかなければ、「隠している＝大切なもの」とも思われることもあります。やはり車の中に物を置きっ放しにしないことを習慣づけましょう。車内に無駄なものをおかなければ、取るものはないことがアピールできます。
- 路上駐車はやめましょう
路上に車を駐車するのは、宝物を道端に置きっ放しにしておくようなものです。
- 監視者のいる明るい駐車場を選びましょう
駐車する際には、路上駐車はやめ、なるべく監視者(管理人など)のいる駐車場を選びましょう。監視者不在の時はなるべく人気の多い駐車場がよいでしょう。駐車場の中の駐車場所も大切です。照明や人通りのある道路側などを選びましょう。
- 車の中にスペアキーを置いておくのは危険
車の中の金品を狙う「車上ねらい」の犯行がスペアキーを見つけたため、そのまま「自動車盗難」に移るケースがあります。貴重品を置いていかないのはもちろんですが、スペアキーは車内に置かないようにしましょう。

V. 外部委託業者の管理も重要

情報漏洩事件の35%は外部委託先経由で発生しているといわれています。個人情報保護法では、第二十二条で個人データの取り扱いを外部に委託する場合は、その取り扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託業者に対し適切な監督を求めています。個人情報の入った重要な書類の配送を委託するのであれば、その運送事業者に対しても、十分な車両盗難、車上ねらいに対する防止対策が出来ている業者であるかも定期的に報告を求めるなどを行い、管理する必要もあります。